

議案第21号

養父市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

養父市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年養父市条例第47号）の一部を次のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (個人番号の利用範囲)

改 正 案	現 行										
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は養父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第4条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長部局</td> <td>養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長部局</td> <td><u>養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）、養父市こども医療費助成事業実施要綱（平成22年養父市告示第35号）及び養父市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年養父市告示第55号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条第1項及び第2項関係）</p>	機関	事務	1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務	2 市長部局	<u>養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）、養父市こども医療費助成事業実施要綱（平成22年養父市告示第35号）及び養父市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年養父市告示第55号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は養父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長部局</td> <td>養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p>	機関	事務	1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務
機関	事務										
1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務										
2 市長部局	<u>養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）、養父市こども医療費助成事業実施要綱（平成22年養父市告示第35号）及び養父市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年養父市告示第55号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>										
機関	事務										
1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務										

改 正 案			現 行		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務	(1) 地方税関係情報 (2) 住民基本台帳情報	1 市長部局	養父市特定不妊治療費助成事業に定める助成金の支給に関する事務であって対象者の審査事務	(1) 地方税関係情報 (2) 住民基本台帳情報
2 市長部局	<u>養父市福祉医療費等助成条例、養父市子ども医療費助成事業実施要綱及び養父市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。